

私立幼稚園の副食費をひと月最大5,100円補助します

※ 昨年度申請をいただいた方についても、今年度の補助を希望される方は再度申請が必要です。

1 対象者 広島市に居住し、給食を実施している私立幼稚園を利用する満3歳から5歳児のうち、下記①～⑥のいずれかの要件に該当する者

① 市民税所得割額合算額が77,101円未満の世帯の子ども

- 目安として、額面年収360万円未満相当世帯が該当です。
- 広島市等の政令指定都市においては税率が8%で計算されていますが、判定に当たっては6%で算出した金額で計算します。
- **16歳未満の扶養親族が3人以上いる場合は**、2人を超える1人につき**22,800円**を市民税所得割合算額から控除した金額で計算します。 (☞ 詳しくは裏面の5をご覧ください。)

② 市民税非課税世帯の子ども

③ 生活保護世帯の子ども

④ 里親に委託されている子ども

⑤ 小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている子ども

⑥ 所得にかかわらず、第3子以降の子ども

2 対象経費・上限額 給食費のうち、**副食費相当分を、月額5,100円まで**

- 主食（お米、麺、パン等）以外のすべてが対象となります。（ミルク、おやつ等を含む）
- 家から持参するお弁当、預かり保育で提供される牛乳やおやつ等は**対象外**です。
- 月額の対象経費が5,100円を下回る場合は、月額の対象経費の額を支給します。

3 必要書類 下記のことを御提出ください。
※ (3)(4)に該当しない場合でも、裏面6の書類が必要になる場合があります。

全員が提出するもの

(1)	実費徴収に係る補足給付費交付申請書（副食費）兼口座振替依頼書	申請希望の方には幼稚園からお渡しします。各幼稚園にお問合せください。
(2)	振込先口座の通帳のコピー	前年度認定を受けていた方で、口座情報（名義や口座番号など）に変更がない場合は省略できます。
該当する方のみ提出が必要なもの		状況
(3)	令和7年度の市町村民税の税額が確認できる証明書類 (☞ 詳しくは裏面の6をご覧ください)	令和7年1月1日時点で 広島市外 に居住していた方（※4～8月分の判定に必要です。）
(4)	令和8年度の市町村民税の税額が確認できる証明書類 (☞ 詳しくは裏面の6をご覧ください)	令和8年1月1日時点で 広島市外 に居住していた方（※9～3月分の判定に必要です。）
(5)	生活保護受給者証	生活保護を受給中の方

4 申請締切

令和8年7月21日（火）までに各幼稚園に提出してください。

期限までに提出された方の結果は、8月下旬を目安に郵送でお知らせします。

※ 締切を過ぎても申請は可能ですが、**提出日の翌月1日（1日に提出した場合は当月1日）から支給対象となります**（上記の申請締切日までに提出された方は、令和8年4月分から支給対象です）。

5 判定に用いる「市民税所得割額」について

- 4月～8月分は令和7年度の市町村民税額（令和6年1月～12月の収入）、9月～3月分は令和8年度の市町村民税額（令和7年1月～12月の収入）で判定します。
- 平成30年度から、広島市など政令指定都市においては、道府県からの税源移譲により、市民税所得割の税率が8%（道府県民税2%）となっていますが、補足給付の判定に当たっては、6%の税率で算出した所得割額によることとします。
政令指定都市で課税されている方がご家庭で試算される場合は、8分の6を乗じて得た額を参考としてください。
- 16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき22,800円を世帯の合計所得割額から控除した税額で計算します。
- 税証明書類の「税額控除額」に住宅借入金等特別控除等の金額が含まれている場合がありますが、判定においては「調整控除額」のみを差し引いて計算します。
- 祖父母等と同居している世帯で次の①②両方に該当する場合は、祖父母等が「主に家計を維持している」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に支給の可否を決定します。
 - ① 父母の令和7年度又は令和8年度分市町村民税が非課税かつ父母の令和6年中収入合算額が100万円未満又は令和7年中収入合算額が110万円未満であること。
 - ② 同居の祖父母等の令和7年度又は令和8年度分市町村民税が課税されていること。
 ※ この基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、住所地が同じならば祖父母等を算定対象者とします。

参考) 判定の基となる市民税所得割額 計算例 政令指定都市で課税されている場合のみ

	市町村民税額(A)	調整控除額(B)	調整控除額差引後(C) (A-B)	8分の6を乗じて得た額(D) (C×0.75)	16歳未満の扶養親族(E)	控除額(F) (E-2)×22,800	判定の基となる所得割額(D-F)	
例1	140,000	2,000	138,000	103,500	3人	22,800	80,700	対象外
例2	167,000	2,000	165,000	115,500	4人	45,600	69,900	対象

参考) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）〈広島市の場合〉

6 市町村民税の税額が確認できる証明書について

以下のいずれかの書類を申請書に添付して、幼稚園へ提出してください。

（添付書類は、内容が見えないように内側に折ってホチキスで申請書に留めるか、名前を書いた封筒に入れて提出してください。）

(1) 会社等に勤め、給与から市民税を引かれている方

- 令和7年度又は令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）の写し

(2) 個人で営業されている方など、市民税を個人で納付されている方

- 令和7年度又は令和8年度市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書兼納付書の写し
…納税義務者名、市民税所得割額、扶養の記載されている箇所がすべて必要です。

(3) 上記(1)(2)の書類をなくした方、令和7年度又は令和8年度の市民税がかからない方

- 令和7年度又は令和8年度の「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」
…納税証明書ではありません。課税証明、所得証明という場合もあります。納税義務者名、市民税所得割額、扶養の記載があるものが必要です。

(4) 海外在住であったため、上記(1)～(3)の書類のない方

- 令和6年又は令和7年1月～12月の1年間の所得を証明する書類（給与証明書など）